

レンタカーの手続きに関するお知らせ

～2020年4月1日から、レンタカーの取扱いが変わります～

レンタカーの増車・代替について、届出が不要となります※ただし、マイクロバスを除く

届出が不要な手続き

- 増車（マイクロバスを除く。）
- 代替（マイクロバスを除く。）
- 減車

引き続き届出が必要な手続き

- 氏名、名称及び住所の変更
- 貸渡事務所の変更
- マイクロバスの増車
- マイクロバスの代替



レンタカーの登録時に、輸送部門における事業用自動車等連絡書等の経由手続きが不要となります※ただし、マイクロバスを除く

上記改正に伴い、レンタカー登録時に、レンタカー事業者証明書（写）の添付が必要となりますので、登録の前に、輸送部門でレンタカー事業者証明書の交付手続きを行ってください。

レンタカー事業者証明書とは

国土交通レンタカー株式会社
住所 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
有効期限 2025年4月30日

- レンタカー事業者証明書の交付には、申請が必要です。
- 交付申請は、貸渡し事務所の所在地を管轄する運輸支局輸送担当に対して行ってください。
- 証明書の有効期限は、5年です。
- 証明書の有効範囲は、関東運輸局管内の各運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会です。
- レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者については、ワンウェイ方式実施事業者証明書を交付します。

問い合わせ先

神奈川運輸支局

輸送担当

TEL 045-939-6800(音声ガイダンス1)

レンタカー事業の制度改正について

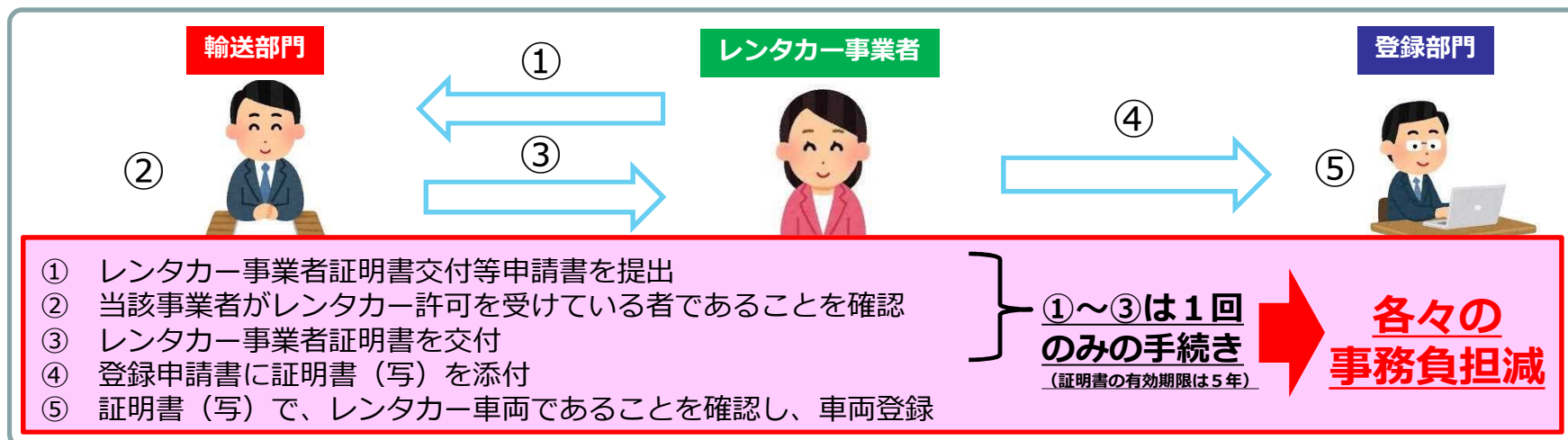
経緯

レンタカー事業については、平成14年に車両ごとの許可制から事業許可制へと移行し、平成16年の制度改正で減車届出を撤廃することでレンタカー事業者の事務負担の軽減を図ってきた。
 今般、更なる業務効率化及び事務負担の軽減を図る観点から制度改正を実施することとした。

制度改正の概要

- 輸送部門へのレンタカーの増車・代替えの届出を廃止（マイクロバスを除く）
- 輸送部門における事業用自動車等連絡書の交付の廃止（マイクロバスを除く）
- 輸送部門において、レンタカー事業者証明書の交付手続きを新設し、その証明書の写しを登録申請書の添付書類とし、事業用自動車等連絡書の代わりとする
- 証明書の有効期限は5年

改正後のレンタカー登録の流れ



レンタカー事業の制度改正について

レンタカー事業者証明書の概要

- i. レンタカー事業者証明書は、レンタカー事業者からの交付申請に基づき、原則、即日交付
- ii. 交付申請は、貸渡し事務所の所在地を管轄する運輸支局長に対して行う
- iii. 複数の都県に貸渡し事務所を有する事業者が運輸支局ごとに証明書の交付を受けることを妨げない
- iv. 証明書の有効期限は、交付日の翌日から起算し5年
- v. 更新の申請は有効期限の1か月前から行うことが可能
- vi. 証明書の有効範囲は、関東管内の支局・事務所・軽自動車検査協会とし、他局管内では使用不可
- vii. ワンウェイ方式実施事業者については、ワンウェイ方式実施事業者証明書を交付
- viii. 車両登録時には、証明書のコピーを添付
- ix. 名称、住所の変更により、証明書の内容に変更が生じた場合は、証明書の記載事項変更申請を行う
- x. 証明書を紛失又は毀損した場合には、証明書の再交付申請を行う
- xi. レンタカー事業又はワンウェイ方式を廃止したときは、証明書を運輸支局に返納する

レンタカー事業者証明書交付申請書等

レンタカー事業者証明書交付申請書 (様式第1-1号)

申請日 20 年 月 日

氏名又は名称: 国土交通レンタカー株式会社

住所: 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

有効期限: 2025年4月30日

運輸支局: 国土交通省関東運輸局

交付等申請書

レンタカー事業者証明書 (様式第1-1号)

貸渡し人: 国土交通レンタカー株式会社

住所: 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

有効期限: 2025年4月30日

運輸支局長: 国土交通省関東運輸局長

レンタカー事業者証明書

ワンウェイ方式実施事業者証明書 (様式第1-2号)

貸渡し人: 国土交通レンタカー株式会社

住所: 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

有効期限: 2025年4月30日

運輸支局長: 国土交通省関東運輸局長

ワンウェイ方式実施事業者証明書

制度改正に係る手続き一覧

		現行		改正後	
		一般車	マイクロ	一般車	マイクロ
新規	許可	必要	—	必要	—
	連絡書	必要	—	不要	—
	証明書	—	—	必要	—
増車	届出	必要	—	不要	必要
	連絡書	必要	—	不要	必要
	証明書	—	—	必要	不要
減車	届出	不要	—	不要	不要
	連絡書	不要	—	不要	不要
	証明書	—	—	不要	不要
代替え (種別変更あり)	届出	必要	—	不要	必要
	連絡書	必要	—	不要	必要
	証明書	—	—	必要	不要
代替え (種別変更なし)	届出	不要	—	不要	不要
	連絡書	必要	—	不要	必要
	証明書	—	—	必要	不要
名称・住所の変更	届出	必要	—	必要	必要
	連絡書	不要(手数料納付書に押印)		不要	不要
	証明書	—	—	必要	不要
貸渡し事務所の変更 (使用の本拠の位置の変更)	届出	必要	—	必要	必要
	連絡書	必要	—	不要	必要
	証明書	—	—	必要	不要

※増車時等に行っていた手数料納付書等への押印については全て廃止

関係通達等

改正する通達等

- 「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成18年3月31日付け関自旅一第1850号）
 - マイクロバス以外の増車及び種別変更がある代替えについての記載を削除
- 「自家用自動車の有償貸渡しの許可基準について」
 - マイクロバス以外の増車及び種別変更がある代替えについての記載を削除
- 「自家用自動車有償貸渡許可申請等手続細則」
 - マイクロバス以外の増車及び種別変更がある代替えについての記載を削除
- 「自動車登録等に関する関連業務の処理要領」（平成9年3月10日付け関整資登第39号）
 - 登録申請時に、レンタカー車両（マイクロバスを除く）については、事業用自動車等連絡書の添付等について不要とし、その代わりに事業者証明書の添付の有無を確認する旨規定
- 「レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て（ワンウェイ）方式の実施に係る貸渡自動車の届出及び登録への伝達方法について」（平成26年8月22日付け事務連絡）
 - レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て（ワンウェイ）方式のレンタカー（マイクロバスを除く）について、輸送部門における事業者証明書の交付から登録部門等での車両登録等までの一連の流れを例示

新たに発出する通達等

- 「レンタカー事業に係る事務取扱の変更について」（事務連絡）
 - レンタカー事業に係る輸送部門及び登録部門等の事務取扱の変更について記載
- 「レンタカー事業者証明書等交付要綱について」（事務連絡）
 - 事業者証明書交付等に係る必要事項を規定